

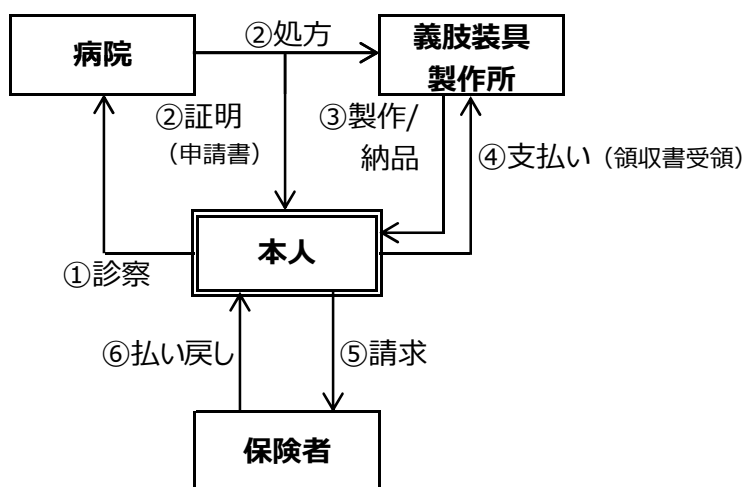
各種医療保険制度による療養（治療）の費用の支給

今回お支払いいただいた訓練用仮義肢・治療用装具の代金は、領収日より2年以内にご加入の保険に申請することにより、審査の上、負担率に応じて給付（還付）されます。手続きの流れは次の通りです。

※あくまで手続きの流れをご説明するもので、代金還付を保証するものではありません。

※詳細な手続きについては、各機関の担当窓口にてご確認ください。

1. 病院で診察を受ける。
2. 医師より義肢装具製作所に処方が出される。本人に対し、証明のための診断書が出される。
3. 義足・装具を製作する。合わせ、適合チェックを経て、義足・装具の納品に至る。
4. 本人が義肢・装具の費用を立替払いして製作所に支払う。義肢装具製作所より領収書・内訳書もらう。
5. 保険者(保険組合等) に払い戻し請求を行う。医師の診断書と領収書・内訳書が必要。
6. 後日、保険者から払い戻し(自己負担分を除く) がある。



保険制度	保険者	申請窓口
国民健康保険	市区町村	国民健康保険課
健康保険	健康保険組合	各健康保険組合
	協会けんぽ	協会けんぽ都道府県支部
各種共済組合	各共済組合	各共済組合
老人保健	市区町村	老人保健担当課